

## 肝付町告示第 145 号

肝付町危険廃屋解体撤去工事助成金交付要綱を次のとおり定める。

平成 25 年 11 月 30 日

肝付町長 永野 和行

### 肝付町危険廃屋解体撤去工事助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内に存在する危険廃屋から日常生活における町民の安心安全を確保するため、当該危険廃屋を解体撤去するものに対して、肝付町危険廃屋解体工事助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、肝付町補助金等交付規則（平成 17 年肝付町規則第 26 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 危険廃屋 所有者等が現に居住その他の用に供しない建物で、周囲に危険をおよぼす恐れがあり、屋根、柱その他の建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造物が朽ちる等により、使用することが不能であること。ただし、次に該当するものは除く。

ア 当該廃屋に抵当権その他第三者の権利が設定されているもの。

イ 火災その他災害を原因とするもの。

(2) 解体撤去業者 町内に本店を有し、家屋の解体については建設業法第 3 条の許可を有し、又は建設工事に係る資材再資源化等に関する法律第 21 条の登録を受け、かつ、撤去については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の許可を受けた者であること。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 町内に存する危険廃屋の所有者

(2) 町内に存する危険廃屋の所有者から当該危険廃屋の解体撤去について委任を受けた者

(3) 町税等を滞納していない者

(助成対象工事)

第4条 助成の対象となる解体撤去工事（以下「解体撤去工事」という。）は、第2条第2号の解体撤去業者に工事を依頼する工事であって助成対象工事に要する経費が30万円以上であるものとする。

2 公共事業等による移転、建替えその他の補償の対象となる建物は、助成の対象としない。

3 解体撤去工事完了の日から3年以内に建替え予定の建物は、助成の対象としない。

4 第1項の助成対象工事に要する経費は、総工事費から建物の解体撤去に要しない経費（家財道具、機械、車両等の移転又は処分費用）を除いて得た額（消費税法の規定による消費税を含む。）とする。

（土地所有者の責務）

第5条 助成金の交付を受ける危険廃屋の所在する土地の所有者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）解体撤去工事完了の日から3年間は、当該土地の売却又は当該土地への建物の建設は行わないこと。

（2）解体撤去工事完了の日以後、当該土地を適切に管理すること。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象工事に要する経費（第4条に規定する助成対象工事に要する経費をいう。）の3分の1以内の額とし、その上限額は30万円とする。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

（助成金交付申請）

第7条 規則第5条の助成金交付申請書は、肝付町危険廃屋解体撤去工事助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）によるものとする。

2 前項の交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、工事着手前に町長に提出しなければならない。

（1）危険廃屋の位置図

（2）工事見積書

（3）工事着手前の現況写真

（4）登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書（未登記物件に限る。）

（5）委任状（助成対象者が危険廃屋の所有者でない場合）

（6）その他町長が必要と認める書類

3 危険廃屋の所有者と当該危険廃屋の所在する土地の所有者が異なるときは、前項に掲げる書類のほか、当該土地の所有者が当該危険廃屋の解体撤去及び第5条の規定に同意する書類を添付しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第8条 規則第6条の規定による助成金等の交付の決定通知は肝付町危険廃屋解体撤去工事助成金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定した場合には肝付町危険廃屋解体撤去工事助成金不交付決定通知書(第3号様式)により行う。

(実績報告)

第9条 規則第15条の助成金等実績報告書は、肝付町危険廃屋解体撤去工事実績報告書(第4号様式。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 解体撤去工事請負契約書の写し
- (2) 支出証拠書類の写し
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (4) 工事施工中及び工事完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 規則第16条の規定による助成金等の額の確定の通知は、肝付町危険廃屋解体撤去工事助成金確定通知書(第5号様式。以下「確定通知書」という。)により行うものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 助成対象者は、確定通知書を受理したときは、助成金の交付の請求をすることができる。

2 規則第18条第2項の助成金等交付請求書は、肝付町危険廃屋解体撤去工事助成金交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日より施行する。